主な不法無線局の概要及び妨害事例

1 不法市民ラジオ

国内で使用が認められている市民ラジオは、空中線電力が 0.5 ワット以下であり、無線設備には総務省の技適マークが付いています。

国外仕様の市民ラジオ等、国内の技術基準を満たしていないものは不法市民ラジオとなります。

電力増幅器を付加して数千ワットの出力まで高めた 悪質な事例もあります。

<妨害事例>

- ・電話の通話や有線音楽放送に雑音が入る。
- ・テレビの画面・音声が乱れ、視聴が困難となる。
- ・電子機器(OA機器等)が誤作動する。
- ・点火システムに電子回路を用いた石油ストーブ等が誤作動する。
- ・漁業用無線が使用できなくなる。



パーソナル無線は、総務省の技適マークが付けられた 無線設備を使用する無線局で免許が必要です。

免許を取得しないで無線局を開設した場合のほか、免許 を取得していても指定外の周波数で電波が発射出来るよう にする、空中線電力を増力するなどの改造を行った場合 も不法パーソナル無線となります。

<妨害事例>

- ・携帯電話、MCA 無線が使用できない。
- ・市町村の地域防災無線を妨害し、業務に支障を来す。

3 不法アマチュア無線

アマチュア無線局を開設するには、無線従事者資格 及びアマチュア無線局の免許が必要です。これらの資 格及び免許がないまま無線局を開設すると不法アマチュア無線となります。

不法アマチュア無線の中にはこの周波数帯以外の周波数を使用できるように改造して他の無線局に妨害を与える悪質な事例が多発しています。

<妨害事例>

重要無線通信(警察用無線、消防用無線、鉄道用無線など)を妨害し、人命の安全等に支障を来す。



テレビが見えない!ラジオが聞こえない



携帯電話が使えない! (携帯電話システムへの妨害)



消火活動や救命業務ができない! (消防・救急用無線への妨害)

4 外国規格無線局

外国規格で作られた無線設備が、日本国内に 持ち込まれたり、インターネット等で販売され たしています。これらの無線設備は国内の技術 基準を満たしておらず、国内で使用すると不法 無線局となります。

主にハンディトランシーバーで手軽に使用できることから不法無線局とは知らずに使用している事例がほとんどです。

<妨害事例>

- ・放送中継波に妨害を与える。
- ・船上通信設備に妨害を与える。



不法無線局に係る法律の適用条項(抜粋)

電波法第4条 (無線局の開設)

「無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。」

電波法第 110 条第 1 号 (罰則)

「電波法第4条の規定による免許がないのに、無線局を開設した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」

電波法第108条の2 (罰則)

「国民生活に重要な影響を与える重要無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は 250万円以下の罰金に処する。」